

# 新型コロナウイルス感染者が発生した場合について チェックリスト（障害児通所支援事業所）

詳細については「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡を確認願います

## 情報共有・報告等の実施

- 速やかに管理者等への報告を行い、事業所内での情報共有を行っているか。
- 利用者全員（家族等）に連絡するとともに、事業所から他の利用事業所に状況を連絡する旨を伝え了解を得たか。
- 当該利用者の支給決定を行う市町村（名古屋市外の場合）に連絡し、報告を行ったか。
- 相談支援事業所や関係事業所に報告しているか。
- 名古屋市子ども福祉課に報告を行ったか。

## 消毒・清掃等の実施

- 当該利用者の居室及びその者が利用した共有スペースの消毒・清掃を実施したか。
- 消毒・清掃は手袋を着用し、「消毒用エタノール」で清拭したか。または、「次亜塩素酸ナトリウム液」で清拭後は、水拭きし、乾燥させたか。

## 保健センターの疫学調査への協力（濃厚接触が疑われる利用者等の特定）

- 感染が疑われる者と同室又は長時間の接触があった者を確認しているか。
- 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護又は介護した者を確認しているか。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液又は体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者を確認しているか。
- 手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者（感染疑い者）と15分以上の接触があった者を確認しているか。
- 濃厚接触が疑われると特定した利用者については、相談支援事業所や関係事業所に報告しているか。

## 濃厚接触者の利用者に係る適切な対応の実施

- 自宅待機を行い、**名古屋市保健所事業所チーム**の指示に従っているか。
- **名古屋市保健所事業所チーム**と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。